

三重県公報

第9677号
昭和43年10月18日
金 曜 日

目 次

規 則	
○ 三重県公印規則の一部を改正する規則	(学事文書課) 1
○ 三重県有料道路通行料金徴収規則の一部を改正する規則	(企 業 庁) 2
告 示	
○ 生活保護法による医療担当機関指定	(厚 生 課) 3
○ 生活保護法による指定医療機関の変更届出	(同) 3
○ 生活保護法による指定医療機関廃止届出	(同) 3
○ 公益法人設立許可	(医 務 課) 4
○ 昭和43年度後期2級技能検定試験実施	(職業訓練課) 4
○ 牛の結核病及びブルセラ病検査実施	(畜 産 課) 6
○ 鳥獣捕獲禁止区域設定	(林 務 課) 6
○ 休猟区の設定	(同) 7
○ 銃猟禁止区域設定	(同) 10
公 告	
○ 土地改良区定款変更認可	(耕 地 課) 12

規 則

●三重県規則第四十九号

三重県公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十三年十月十八日

三重県知事 田 中 寛

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則(昭和三十一年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「部長」の下に、「事務局長」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

文書課長

課長補佐

文書審議課長



二 事務局長職務代理者印

別表職印の項知事職務代理者印の項中

方七	知代印 県務之 重職者 三事理	用 地 機	てん書 木	農地法による買収令書 荒廃通知書、荒廃令書等 の謄本及び政府買収荒廃 登記用並びに政府買収対 価受領証明書用	農林水産部 開拓振興課
----	--------------------------	-------------	-------	--	----------------

及び

方七	知代印 県務之 重職者 三事理	県用 専	てん書 木	不動産登記法による登 記、土地台帳法による申 告及び道路運送車両法に よる登録事務用	三重県企業庁
----	--------------------------	---------	-------	---	--------

を削り、同表職印の項部長職務代理者印の項中

県長(重名)職務代理者印
三(部)職

を

県務
重
三
部
長
代
理
者
印

に改め、同表職印の項事務局長印の次に次のように加える。

事務局長 職務代理者印	方三	事 重 三 務 局 長 代 理 者 印	てん書 木	公文書用	総務部 学事文書課
----------------	----	--	-------	------	--------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

●三重県規則第五十号

三重県有料道路通行料金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十三年十月十八日

三重県知事 田中 覚

三重県有料道路通行料金徴収規則の一部を改正する規則

三重県有料道路通行料金徴収規則(昭和四十年三重県規則第六十八号)の1部を次のように改正する。

別表の備考2を次のように改める。

2 回数通行券は、次のとおりとする。

(1) 長島有料道路については、31回券及び105回券とし、31回券は1回相当の額、105回券は5回相当の額を割り引きする。

(2) 北伊勢有料道路については、32回券及び110回券とし、32回券は2回相当の額、110回券は10回相当の額を割り引きする。

附則

この規則は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

告 示

●三重県告示第699号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第12条の規定により告示する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田中 覚

区分	医療機関の名称又は氏名	医療機関の開設者の氏名又は名称	医療機関の所在地又は住所	診療科名又は業務の種類	指 定 年 月 日
医科	紀勢町錦診療所	紀勢町長 阪口 才蔵	度会郡紀勢町錦177番地	内科、外科	昭和43.4.1
〃	胃腸科 整形外科 長谷川外科	長谷川泰造	鈴鹿市神戸地子町175番地	胃腸科 整形外科 麻酔科	〃 43.9.24

●三重県告示第700号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項第1号の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田中 覚

所在地	名 称	開 設 者	変更年月日及び変更理由
多気郡大台町佐原字小佐原63の8	三重県厚生農業協同組合連合会 大台厚生病院	会長 福田勘四郎	昭和43.9.3 耳鼻咽喉科の増科

●三重県告示第701号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項2号の規定に基づき、指定医療機関から次のどおりの廃止の届出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和43年10月18日

所在地	名称	開設者	廃止年月日
度会郡紀勢町錦177番地	紀勢町立病院	紀勢町長 阪口才藏	昭和43.3.31

三重県知事 田中 覚

●三重県告示第702号

民法（昭和29年法律第89号）第34条の規定に基づく公益法人を、次のとおり許可したので、知事の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則（昭和41年三重県規則第7号）第3条第3項の規定により告示する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田中 覚

- 1 許可年月日
昭和43年10月9日
- 2 法人の名称
社団法人 三重県柔道整復師会
- 3 主たる事務所の所在地
鈴鹿市神戸本多町532番地

●三重県告示第703号

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第36条の規定に基づき、昭和43年度後期の鑄鉄鑄物工、鑄鋼鑄物工、機械検査工、配管工、時計修理工、回転電機組立て工、開閉制御器具組立て工、畳工、家具工、建具工、活版整版工、合成樹脂製品圧縮成形工及び合成樹脂製品射出成形工の2級技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第48条の規定により告示する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田中 覚

- 1 実施する試験
学科試験
- 2 学科試験の実施期日及び場所
 - (1) 実施期日

職 種 名	実施期日
回転電機組立て工、開閉制御器具組立て工、活版整版工、合成樹脂製品圧縮成形工、合成樹脂製品射出成形工	昭和44年3月9日 (日)
鑄鉄鑄物工、鑄鋼鑄物工、機械検査工、配管工、時計修理工、畳工、家具工、建具工	昭和44年3月16日 (日)

(2) 実施場所

津市広明町13番地 三重県庁講堂
津市栄町1丁目 三重県労働会館

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

- イ 2級技能検定受検申請書
- ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ハ 技能検定に係る技能競技大会に参加し、実技免除の見込みのあるものは、その旨を申請書に記入すること。

(2) 提出先

津市広明町13番地 三重県商工労働部職業訓練課

(3) 受付期間

昭和43年11月4日（月）から11月15日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

- イ 受検申請用紙及び受検案内は、三重県商工労働部職業訓練課で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒にあて先を記入し、20円切手をはつて同封すること。

- ロ 受検申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

4 手数料の納付方法

学科試験の手数料の額は500円とする。現金又はそれに代る金券にて納付すること。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付は要しない。また受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

5 合格通知

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和44年5月13日（火）に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者に対しては、昭和44年5月13日(火)に書面で通知するほか、三重県商工労働部職業訓練課において、その氏名を発表する。合格者には合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は三重県商工労働部職業訓練課に問い合わせること。

●三重県告示第704号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第31条の規定に基づき、牛の結核病及びブルセラ病検査を、次のとおり実施する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田 中 寛

1 実施の目的

牛の結核病及びブルセラ病予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛

搾乳の用に供し、又は、供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼牛している牛。

3 検査の方法

ブルセラ急速凝集反応法
ツベルクリン皮内注射法

4 実施の期日及び区域

実施の期日	実施する区域
10月29日から11月1日まで	熊野市、南牟婁郡、御浜町、紀宝町一円
11月1日から11月30日まで	松阪市、伊勢市、鳥羽市、飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡一円
11月4日から11月29日まで	一志郡一円
11月4日から11月15日まで	員弁郡大安町、北勢町、東員町、員弁町一円
11月19日から11月29日まで	三重郡菰野町一円

●三重県告示第705号

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第1条ノ4第3項の規定により、次のように鳥獣の捕獲禁止区域を設定する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田 中 寛

1 名称

大宮町野原キジ、ヤマドリ捕獲禁止区域

2 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類

キジ、ヤマドリ

3 捕獲を禁止する区域

大宮町大字野原地内の町道野原奥山線に沿う南野瀬の井堰を起点とし、字二之谷と字高座との境界線に沿い東に進み、さらに線に沿いに南に進み、三角点 595.6メートルから大宮町と度会町との境界線を南に進み七洞岳にいたり、同地点から西に進みマイクロエーブを経て大字野原と大字永合との稜線を北に進み独立標高点 487メートルの地点に至り、同地点から大字野原と大字金輪との稜線を北に進み、三角点 293.7メートルの地点から稜線に沿って北東に進み、耕地と森林との境界にある通称栃谷池にいたり、同地点から南方に向つて耕地と森林の境界を一周して起点にいたる線で囲まれた一円の区域。

4 捕獲を禁止する期間

昭和43年11月1日から
昭和48年10月31日まで

●三重県告示第706号

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第9条の規定に基づき、休猟区を設定したので、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第24条の規定により告示する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田 中 寛

(第1)

1 名称

桑員休猟区

2 区域

国道1号線町屋橋南詰を起点として、市道桑部東金井1号線を北西に進み、桑部から県道宇賀桑名線を西に進み県道四日市関ヶ原線に至り、同県道を北西に進み梅戸、大井田を経て高柳に至り、同地点から県道近江八幡員弁線を東に進み楚原に至り、同地点から県道彦根桑名線を南東に進み桑名で国道1号線と交差し、この国道1号線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間

昭和43年11月1日から
昭和46年10月31日まで

4 面積
2,400ヘクタール

(第2)

1 名称
四日市中部休養区

2 区域
三滝川柳橋南詰を起点として、県道四日市菰野線を東に進み、県道西日野大井手線との三差路に至り、同県道を南に進み西日野に至る。同地点から県道宮妻峽日永線を西に進み、八王寺から県道川島具家線を北に進み県道四日市菰野線に至る。この県道を北西に進み桜に至り、桜から県道桜町西平尾線を北東に進み平尾から県道上海老高角線を南東に進み、高角から市道高角町大井手町線をさらに南東に進み、三滝川柳橋北詰に至り、同橋を渡つて起点南詰に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間
昭和43年11月1日から
昭和46年10月31日まで

4 面積
950ヘクタール

(第3)

1 名称
鈴鹿市岸岡山休養区

2 区域
県道千代崎港線と県道四日市、楠、鈴鹿線との交点を起点として、県道四日市、楠、鈴鹿線を南西に進み、市道南玉垣、江島線との三差路に至り、この市道を北西に進み、国道23号線に至る。同国道を北に進み県道千代崎港線との交差点に至り、同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間
昭和43年11月1日から
昭和46年10月31日まで

4 面積
200ヘクタール

(第4)

1 名称
上野市東部休養区

2 区域
上野市北東国道163号線の円徳院橋植川左岸渡詰を起点として、上野市と阿山郡の境界線に沿つて南に進み、名阪国道を横断し、阿山郡伊賀町、大山田村、上野市の境界点に至り、同地点から阿山郡大山田村と上野市との境界線に沿つて南に進み、県道津上野線に達し、同県道を西に進み寺田橋服部川右岸渡詰に至り、県道寺田、佐那具停車場線に沿つて北に進み、名阪国道を横断し、さらに北に進み国道163号線と交点に至り、同国道に沿つて東に進み、円徳院橋植川左岸渡詰に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間
昭和43年11月1日から
昭和46年10月31日まで

4 面積
449ヘクタール

(第5)

1 名称
矢ノ川休養区

2 区域
旧国道42号線木谷橋を起点として、同国道を南西に進み懐古橋、南谷大橋、伝唐大橋、藪谷小橋を至て旧矢ノ川隧道に至る。同地点から同国道を南西に進み矢ノ川峠に至る。同地点から稜線を西北に進み高峯山に至る。さらに稜線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間
昭和43年11月1日から
昭和46年10月31日まで

4 面積
426ヘクタール

(第6)

1 名称
御浜町山地休養区

2 区域
紀勢本線線上の御浜町と、紀宝町との町境を起点として、その町境を西に進みさらに北に進み御浜町大字阿田和字郷良2519番地に至り、同地点から尾根を東北に進み御浜町大字引作字谷内661番地町道に至り、同町道を

西に進み、御浜町大字引作字谷内 675 番地（大沼田川最上流地点）に至り、大沼田川を下り尾呂志川合流点（御浜町大字阿田和宇大沼田 2278 番地）に至り、同川を下り紀勢本線鉄橋に至り、同地点から鉄道線路に沿って起点に至る線で囲まれた一門の区域。

3 存続期間

昭和43年11月1日から

昭和46年10月31日まで

4 面積

315ヘクタール

●三重県告示第707号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、危険防止のため、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第25条の規定により告示する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田 中 寛

(第1)

1 名称

鈴鹿市平田野銃猟禁止区域

2 区域

近鉄平田野駅前を起点として、県道御幸庄野線を南に進み、県道国府白子停車場線との交差点から国府白子線を西に進み、国府に至る。国府から県道鈴鹿亀山線を北東に進み、途中東に進み起点に至る線で囲まれた一門の区域。

3 存続期間

昭和43年11月1日から無期限

4 面積

400ヘクタール

(第2)

1 名称

伊坂ダム銃猟禁止区域

2 区域

朝明川千代田橋北詰を起点とし、県道別名四日市線を北西に進み大鐘に至り、大鐘林道を北に進み終点附近から三重看護衛生技術短期大学（仮称

）前に至り、この大学に通ずる道路を北に進み県道宇賀桑名線に至り、同県道を東に進み赤尾に至る。赤尾から県道四日市多度線を南に進み伊坂に至り、同地点から市道千代田町伊坂町線を西に進み起点に至る線で囲まれた一門の区域。

3 存続期間

昭和43年11月1日から無期限

4 面積

420ヘクタール

(第3)

1 名称

嬉野中原銃猟禁止区域

2 区域

名松線権現駅前三差路を起点として、町道算所権現線を南西に進み町道下之庄、田村線との交点に至り、町道下之庄田村線を西北に進み県道414号線との交点に至り、同県道を西に進み町道大堀線との交点に至り、同町道を北東に進み県道105号線との交点に至り、同県道を東南に進み起点に至る線で囲まれた一門の区域。

3 存続期間

昭和43年11月1日から無期限

4 面積

150ヘクタール

(第4)

1 名称

津銃猟禁止区域

2 区域（昭和33年4月1日設定済の区域拡大をする。）

一身田中学校前紀勢本線踏切を起点として、鉄道線路に沿い南に進み安濃川鉄橋北詰に至り、同地点から北岸を上流に進み県道一色橋に至り、同橋から一身田町に通ずる県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一門の区域。

3 存続期間

昭和43年11月1日から無期限

4 面積

903ヘクタール

(第5)

1 名称

鬼ヶ城銃猟禁止区域

2 区 域

国道42号線木本隧道西口を起点として、その隧道を東北に進み同隧道東口に至り、さらに東に進み海岸線に至り同海岸線を一周して起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 存続期間

昭和43年11月1日から無期限

4 面 積

25ヘクタール

公 告

●伊賀町春日第二土地改良区の定款変更を、昭和43年10月7日認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

昭和43年10月18日

三重県知事 田 中 覚

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 300円

1箇年 3,600円

昭和43年10月18日印刷発行
津市広明町13番地（電代⑧1-111）

三 重 県 庁

印刷 三重県総務部学事文書課